

別添

酒類における有機等の表示基準を定める件の
一部改正について

平成 27 年 7 月 6 日

国税審議会酒類分科会

酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 27 年 6 月 1 日付課酒 5－19 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正」について審議した結果、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

平成 27 年 7 月 6 日

国 税 審 議 会 酒 類 分 科 会

分 科 会 長	三村優美子（青 山 学 院 大 学 経 営 学 部 教 授）
分科会長代理	佐 藤 和 夫（元東京農業大学応用生物科学部教授）
委 員	河村小百合（株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員）
〃	篠 原 成 行（日 本 酒 造 組 合 中 央 会 会 長）
〃	須磨佳津江（キ ャ ス タ ー ・ ジ ャ ー ナ リ ス ト）
〃	手島麻記子（株 式 会 社 彩 食 絢 美 代 表 取 締 役）
〃	橋 本 佳 与（株式会社読売東京本社論説委員兼編集委員）
〃	広 重 美 希（一般社団法人消費者力開発協会理事・事務局長）
〃	吉 村 典 久（慶 応 義 塾 大 学 法 学 部 教 授）
〃	渡 辺 哲（東 海 大 学 医 学 部 客 員 教 授）

酒類における有機等の表示基準を定める件(平成十二年国税庁告示第七号) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 案	現 行
酒類における有機の表示基準	酒類における有機 <u>等</u> の表示基準
1 (省略)	1 (同左)
(有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)	(有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)
2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目(酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。)の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目(酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。)の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 原材料(加工助剤を含む。)は、次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、ハ又はホに掲げるものについては使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の、ヘに掲げるものについては使用する原材料と同一の品目の有機農畜産物加工酒類の入手が困難な場合に限る。	(1) 原材料(加工助剤を含む。)は、次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、ハ又はホに掲げるものについては使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の、ヘに掲げるものについては使用する原材料と同一の品目の有機農畜産物加工酒類の入手が困難な場合に限る。
イ 以下のうち、その容器、包装又は送り状に格付の表示(日本農林規格(農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第3項《定義等》に規定する日本農林規格をいう。)により格付したことを示す特別な表示をいう。)が付されているもの。ただし、その有機農畜産物加工酒類を製造する者により生産され、同法第14条《製造業者等の行う格付》又は第19条の3《外国製造業者等の行う格付》の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。	イ 以下のうち、その容器、包装又は送り状に格付の表示(日本農林規格(農林物資の規格化 <u>及び品質表示の適正化</u> に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第3項《定義等》に規定する日本農林規格をいう。)により格付したことを示す特別な表示をいう。)が付されているもの。ただし、その有機農畜産物加工酒類を製造する者により生産され、同法第14条《製造業者等の行う格付》又は第19条の3《外国製造業者等の行う格付》の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。
ロ～チ (省略)	ロ～チ (同左)
(2)～(4) (省略)	(2)～(4) (同左)
3 (省略)	3 (同左)
(輸入酒類に係る取扱い)	(輸入酒類に係る取扱い)
4 有機農産物及び有機農産物加工食品について、農林物資の規格化等に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入される酒類のうち、当該国の制度の下で認証、格付その他これらに類するもの(以下「認証等」という。)を受けたもので、認証等を受けた酒類であることの当該国の政府機関等が発行する証明書が添付されている輸入酒類については、第2項第1号から第3号の規定を満たすものとする。	4 有機農産物及び有機農産物加工食品について、農林物資の規格化 <u>及び品質表示の適正化</u> に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入される酒類のうち、当該国の制度の下で認証、格付その他これらに類するもの(以下「認証等」という。)を受けたもので、認証等を受けた酒類であることの当該国の政府機関等が発行する証明書が添付されている輸入酒類については、第2項第1号から第3号の規定を満たすものとする。
5 (省略)	5 (同左)
(削除)	(酒類における遺伝子組換えに関する表示)
	6 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、次の各号

改 正 案	現 行
別表 1・2 (省略) (削除)	に掲げるところにより行うものとする。 (1) 対象農産物(組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表3に掲げるものをいう。以下同じ。)又はこれを原材料とする加工食品(遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号。以下「農林水産大臣の定める基準」という。)の別表2に掲げる加工食品をいう。以下同じ。)を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存する酒類(これを原材料とするものを含み、次号に掲げるものを除く。)又は特定遺伝子組換え農産物(対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。)であって別表4の左欄に掲げる形質を有する同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とするもののうち同表の中欄に掲げる酒類については、農林水産大臣の定める基準の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示を行うこと。 (2) 対象農産物(これを原材料とする加工食品を含む。以下本号において同じ。)を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存しない酒類(これを原材料とするものを含む。)又は対象農産物を主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。)としていない酒類(これを原材料とするものを含む。)については、遺伝子組換えに関する表示を行わないことができる。ただし、これらの酒類について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前号の規定により表示すること。 (3) 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目(これを原材料とする加工食品を含む。)を原材料とする酒類(これを原材料とするものを含む。)については、遺伝子組換えでないことを表す用語を表示しないこと。 別表 1・2 (同左) 別表 3 1 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。) 2 とうもろこし 3 ばれいしょ 4 なたね 5 綿実

改 正 案	現 行									
(削除)	<u>6 アルファルファ</u>									
	<u>7 てん菜</u>									
	<u>8 パパイヤ</u>									
	別表 4									
	<table><tr><th>形質</th><th>酒類</th><th>対象農産物</th></tr><tr><td><u>高 オ</u> <u>レ イ</u> <u>ン酸</u></td><td><u>1 大豆を主な原材料とするもの</u> <u>(脱脂されたことにより、左欄</u> <u>に掲げる形質を有しなくなった</u> <u>ものを除く。)</u> <u>2 第1号に掲げるものを主な原</u> <u>材料とするもの</u></td><td><u>大豆(これを</u> <u>原材料とす</u> <u>る加工食品</u> <u>を含む。)</u></td></tr><tr><td><u>高 リ</u> <u>シン</u></td><td><u>1 とうもろこしを主な原材料と</u> <u>するもの (左欄に掲げる形質を</u> <u>有しなくなったものを除く。)</u> <u>2 第1号に掲げるものを主な原</u> <u>材料にするもの</u></td><td><u>とうもろこ</u> <u>し(これを原</u> <u>材料とする</u> <u>加工食品を</u> <u>含む。)</u></td></tr></table>	形質	酒類	対象農産物	<u>高 オ</u> <u>レ イ</u> <u>ン酸</u>	<u>1 大豆を主な原材料とするもの</u> <u>(脱脂されたことにより、左欄</u> <u>に掲げる形質を有しなくなった</u> <u>ものを除く。)</u> <u>2 第1号に掲げるものを主な原</u> <u>材料とするもの</u>	<u>大豆(これを</u> <u>原材料とす</u> <u>る加工食品</u> <u>を含む。)</u>	<u>高 リ</u> <u>シン</u>	<u>1 とうもろこしを主な原材料と</u> <u>するもの (左欄に掲げる形質を</u> <u>有しなくなったものを除く。)</u> <u>2 第1号に掲げるものを主な原</u> <u>材料にするもの</u>	<u>とうもろこ</u> <u>し(これを原</u> <u>材料とする</u> <u>加工食品を</u> <u>含む。)</u>
形質	酒類	対象農産物								
<u>高 オ</u> <u>レ イ</u> <u>ン酸</u>	<u>1 大豆を主な原材料とするもの</u> <u>(脱脂されたことにより、左欄</u> <u>に掲げる形質を有しなくなった</u> <u>ものを除く。)</u> <u>2 第1号に掲げるものを主な原</u> <u>材料とするもの</u>	<u>大豆(これを</u> <u>原材料とす</u> <u>る加工食品</u> <u>を含む。)</u>								
<u>高 リ</u> <u>シン</u>	<u>1 とうもろこしを主な原材料と</u> <u>するもの (左欄に掲げる形質を</u> <u>有しなくなったものを除く。)</u> <u>2 第1号に掲げるものを主な原</u> <u>材料にするもの</u>	<u>とうもろこ</u> <u>し(これを原</u> <u>材料とする</u> <u>加工食品を</u> <u>含む。)</u>								